第３０回 蘭越町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和４年１２月２１日（水）午後１時３０分から午後２時３０分

２　開催場所　　蘭越町役場３階委員会室

３　出席委員　　１５人

会　長　　１５番　中井　　悟

会長職務代理　　７番　西元　道啓

委　員　　１番　黒川　利光　　２番　近藤　一祝

３番　髙山　重人　　５番　岩間　勇市

６番　宮武　正人　　８番　吉田　靖志

９番　石井　妙司　　１０番　金子　辰四郎

１１番　安田　伸二　　１２番　坂野　幸夫

１３番　坂井　明治　　１４番　杉本　峯一

１６番　伊藤　忠幸

４　議事日程

第１　　会議録署名委員の指名について

第２　　会期の決定について

第３　　諸報告について

第４　　農地法第１８条第６項の規定による通知について

第５　　農地法第３条の規定による許可申請について

第６　　農地法第６条第１項の規定による報告について

第７　　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第８　　農地法第３条の３第１項の規定による届出について

第９　　第２回振興・農政専門委員会について

５　農業委員会事務局職員　事務局長　高田　幸則

農地係長　小柳　大騎

６　会議の概要

議　長　ただいまの出席委員は、　１５　名であります。
定足数に達しておりますので、これから第　３０　回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし。

議　長　それでは､1 番 黒川 委員 と 2 番 近藤 委員を指名いたします。
日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日１日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員　異議なし。

議　長　異議なしと認めます。
よって、会期は本日１日間と決しました。
日程第３、諸般の報告についてを議題とします。
第２９回の総会以降の諸般について、報告いたします。

１１月２９日　第２回振興・農政専門委員会　役場
１２月１０日　薬用植物講演会・試作品発表会　町民センター
１２月１３日　育苗施設運営委員会　役場

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４、議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてを議題とします。

番号１番から番号１０番について、一括上程します。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）

議案第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。
令和４年１２月２１日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、平成３１年３月２８日から令和２年３月２６日までで農地法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１４日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、耕作できないためです。

番号２番、貸主は公益財団法人 北海道農業公社、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和２年３月１２日から令和８年１１月１日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１５日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、賃借人を変更するためです。

番号３番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和４年２月４日から令和９年１月３０日までで農地法によるものです。通知年月日は令和４年１２月８日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、経営移譲による契約相手の変更及び譲渡するためです。

番号４番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和４年２月８日から令和７年２月７日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１２日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、経営移譲により契約相手を変更するためです。

番号５番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。契約期間は、令和２年５月２９日から令和３年５月２７日までで農地法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１５日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２

１日です。解約理由は、耕作できないため解約するものです。

番号６番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成１３年５月１日から平成２３年５月３１日までで農地法によるものです。通知年月日は令和４年１２月９日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、譲渡するためです。

番号７番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。契約期間は、平成２９年１２月２８日から令和４年１２月２７日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月７日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号８番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は、平成２５年８月７日から令和５年１２月５日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１３日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号９番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は、平成２５年８月７日から令和５年１２月５日及び平成２６年１０月３日から令和５年１２月５日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１５日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

番号１０番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、畑で○○㎡です。契約期間は、平成２７年２月２日から令和５年１１月３０日までで強化法によるものです。通知年月日は令和４年１２月１５日、解約成立年月日及び土地引渡の日は令和４年１２月２１日です。解約理由は、契約相手を変更するためです。

ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

１３番　番号１番について説明します。内容については事務局説明のと

（坂井委員）　おりです。場所ですが、○○の横にある圃場になります。よろしくお願いいたします。

１０番
（金子委員）　番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、○○さんの家の住宅の裏の方になっております。よろしくお願いいたします。

６番
（宮武委員）　番号３番と４番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、○○から○○に下り、左に曲がりまして、そうしたら○○さんの住宅があり、その周りの農地となります。

番号４番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所につきましては、○○から○○方面へ○○ほど進み、左に曲がりましたら、○○さんの住宅があり、その周りの農地となります。後から議案第２号等で出てきますのでよろしくお願いいたします。

１６番
（伊藤委員）　番号５番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所なのですけれども、地図の上の方に○○さん宅があるんですが、そこの道路を挟んで向かい側に○○さん宅があり、その裏にある土地となっております。よろしくお願いします。

８番
（吉田委員）　番号６番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、○○を、さらに○○ほど○○方面に進みますと、○○側に、○○さんの住宅がありまして、その住宅の手前に三角の圃場が１枚ありまして、それが今回の農地になります。後ほど４号議案にも出てきますのでよろしくお願いいたします。

７番
（西元委員）　番号７番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。後ほど今皆さんがお持ちの議案に○○さんの名前が出ているのですけれども、ある意味この解約に関しましては、農地を団地化する形の中で行われる解約でございます。場所に関しまして、図面の○○から○○の方に行った奥の団地になります。よろしくお願いいたします。

１１番
（安田委員）　番号８番、９番、１０番について説明します。内容についてはそれぞれ事務局説明のとおりです。番号８番の場所ですが、○○

から〇〇の曲がる交差点の反対側のある土地になります。

番号９番ですが、〇〇から〇〇の曲がった角に１つと、さらに〇〇の方に向かっていったところに一団地あります。

番号１０番ですが、番号９番のちょうど真ん中になっております。よろしくお願いします。

議　長　これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員　（異議なし）

議　長　議案第１号は、原案のとおり受理することとします。

日程第５、議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
番号１番から番号７番について、一括上程します。

事務局から説明願います。

事務局（小柳係長）　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第３条第１項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和４年１２月２１日提出。蘭越町農業委員会長名。

番号１番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は借主の新規就農のため、農地を貸付するものです。価格は総額〇〇円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１４年１２月２０日までの１０年間です。

別紙調査書については記載のとおりです。

番号２番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡、畑で○○㎡です。成立する法律関係は使用貸借、貸付理由は後継者に経営を移譲するため、後継者に農地を貸付するものです。価格は無償です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和１４年１２月２０日までの１０年間です。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号３番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和５年１２月２０日までの１年間です。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号４番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は経営を移譲された農地を引き続き、借り受けし、農業経営の安定化を図るものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和５年１２月２０日までの１年間です。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号５番、貸主は○○さん、借主は○○さん、土地は○○番、田で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないので農地を貸付するものです。価格は総額○○円で、１０ａ当たりの価格は共済水張面積価格で田で○○円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和９年１２月２０日までの５年間です。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号６番、貸主は○○さん、借主は○○、土地は○○番、畑で○○㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できな

いので農地を貸付するものです。価格は総額〇〇円で、１０ａ当たりの価格は畑で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和７年１２月２０日までの３年間です。
　別紙調査書については記載のとおりです。

　番号７番、貸主は〇〇さん、借主は〇〇、土地は〇〇番、畑で〇〇㎡です。成立する法律関係は賃貸借、貸付理由は耕作できないので農地を貸付するものです。価格は総額〇〇円で、１０ａ当たりの価格は畑で〇〇円です。権利設定の日は、農地法第３条許可の日、期間は農地法第３条許可の日から令和７年１２月２０日までの３年間です。
　別紙調査書については記載のとおりです。

　ご審議お願いいたします。

議　長　引き続き、担当委員から補足説明を願います。

２番（近藤委員）　番号１番について説明します。圃場の場所につきましては、〇〇さんの住宅の道路向かいの〇〇の裏手の農地であります。よろしくお願いいたします。

６番（宮武委員）　番号２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇手前の〇〇さんの〇〇前の〇〇側となっております。よろしくお願いいたします。。

　番号３番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。先ほど議案第１号の３番で出てきました場所となりますが、この左半分の〇〇となっております。よろしくお願いいたします。

　番号４番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。議案第１号、４番に出てきた〇〇さんの圃場の周りとなっております。よろしくお願いいたします。

１１番（安田委員）　番号５番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが〇〇沿いの〇〇さんの住宅から〇〇にかけての農地になっております。

続きまして、番号６、７番について説明いたします。内容につきましては、それぞれ場所ですが、こちら１号の議案で解約された〇〇の〇〇に行くまでの農地になっております。
よろしくお願いいたします。

議　長　　これより、質疑及びご意見を伺います。
質疑・ご意見はありませんか。

全委員　　（質疑なし）

議　長　　質疑なしと認めます。
原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員　　（異議なし）

議　長　　本案は、原案のとおり決定し、許可を与えるものとします。

日程第６、議案第３号、農地法第６条第１項の規定による報告についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局
（小柳係長）　　議案第３号　農地法第６条第１項の規定による報告について、農地法第６条第１項の規定により、農地所有適格法人から提出のあった事業報告について、各要件の確認を求める。令和４年１２月２１日提出、蘭越町農業委員会長名。

番号１番、令和４年１２月１４日付けで〇〇より農地所有適格法人報告書の提出がありました。
内容については、記載のとおりとなっております。事務局で形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を確認したところ、いずれの法人も各要件とも、適正であろうと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今事務局から説明があり、各項目の要件について確認をしたとのことですが、報告内容について、質疑ありませんか。

全委員	（質疑なし）
議　長	今回提出のあった、農地所有適格法人について、報告内容を確認した結果、いずれも要件を満たしているものとして、決定してよろしいでしょうか。
全委員	（異議なし）
議　長	本案は原案どおり決定し、事務局に法人台帳を整備していただくこととします。 日程第７、議案第４号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。 番号１番から番号８番について、一括上程します。 事務局から説明願います。
事務局 （小柳係長）	議案第４号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。 令和４年１２月２１日提出、蘭越町農業委員会長名。 番号１番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和１５年１月８日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。 別紙調査書については記載のとおりです。 番号２番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和１５年１月８日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。 別紙調査書については記載のとおりです。

番号３番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和１５年１月８日までの１０年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号４番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年１月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年２月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号５番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は売買です。１０ａ当たりの価格は田で〇〇円、総額で〇〇円です。対価の支払期限は令和５年１月末日、所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも令和５年２月１日です。譲渡理由は、貸し付けていた農地を譲渡するためです。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号６番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和１０年１月８日までの５年間です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するためです。
別紙調査書については記載のとおりです。

番号７番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和８年１月８日までの３年間です。貸付理由は、隣接す

る圃場と団地化するために農地を借り受けするものです。
　別紙調査書については記載のとおりです。

　番号８番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇さん、利用権設定等をする者は、〇〇さん、土地は〇〇番、田で〇〇㎡、成立する法律関係は賃貸借です。１０ａ当たりの価格は田で共済水張面積価格で〇〇円、総額で〇〇円です。契約期間は、令和５年１月９日から令和８年１月８日までの３年間です。貸付理由は、隣接する圃場と団地化するために農地を借り受けするものです。
　別紙調査書については記載のとおりです。

　ご審議お願いいたします。

議　長

　引き続き、担当委員から順次、補足説明を願います。

１３番
（坂井委員）

　番号１番、２番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。１番の場所なのですが、〇〇を右に曲がりまして、〇〇を〇〇ほど〇〇の方に向かいますと、〇〇さんの住宅があるのですが、この〇〇側の圃場になります。２番の方なのですが、〇〇さんの住宅からさらに〇〇の方に〇〇ほど行くと、〇〇さんの住宅のある裏手の〇〇側の圃場になります。よろしくお願いいたします。

９番
（石井委員）

　３番について説明します。内容については事務局説明のとおりおります。場所ですが、〇〇さん宅、〇〇さん宅前の交差点を左に曲がりまして、〇〇の前を通り過ぎたところのすぐ右側の圃場です。よろしくお願いいたします。

６番
（宮武委員）

　番号４番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所については、議案第１号で出てきました、〇〇さんの住宅の右の圃場になっています。よろしくお願いいたします。

８番
（吉田委員）

　５番について説明します。内容については事務局説明のとおりです。場所ですが、１号議案でも出てきたのですが、〇〇を〇〇方面に進みますと〇〇さんの住宅がありまして、その手前左側の三角の圃場になります。よろしくお願いいたします。

７番

　６番について説明します。内容については事務局説明のとおり

（西元委員）　契約を更新して農地の貸し付けをするものであります。
　場所に関しましては、〇〇沿い、〇〇の〇〇を挟んだ向かい側の団地になります。

　７番８番とご説明申し上げます。内容については事務局の説明のとおりでございます。場所に関しましては、〇〇から〇〇側へ入っていき、右手にある一団地。これが〇〇さんから〇〇さんへの賃貸になります。その奥につきまして、そこを今度逆に〇〇さんが今まで作られた農地を、〇〇さんが借りるということで、奥の団地を〇〇さんで、手前の方が〇〇さんというふうな形になって、集約されるような形になります。よろしくお願いいたします。

議　長　これから質疑に入ります。
　質疑ありませんか。

全委員　（質疑なし）

議　長　質疑なしと認めます。
　異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員　異議なし

議　長　本案は原案のとおり決定し、その旨町へ通知します。

　日程第８、報告第１号、農地法第３条の３第１項の規定による届出について事務局から報告願います。

事務局（小柳係長）　報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について、令和４年１２月２１日提出、蘭越町農業委員会長名。

　令和４年１１月２８日付けで、〇〇さんから父　〇〇さんより〇〇番について、１２月１日付けで〇〇さんから父　〇〇さんより〇〇番について、１２月６日付けで〇〇さんから父　〇〇さんより〇〇番について、１２月１６日付で〇〇さんから　父　〇〇さんより〇〇番について相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします

議　長　ただ今、事務局から報告がありましたが、ご質問等ありません

か。

全委員　質疑なし

議　長　以上で、よろしいですか。

全委員　はい

議　長　日程９、報告第２号、第２回振興・農政専門委員会について、近藤振興・農政専門委員長より報告をお願いします。

２番（近藤委員）　それでは第２回の専門委員会について説明いたします。第２回の専門委員会を先月の総会後に行いました。

田縁課長、西河主幹、そして、局長と係長も参加していただきまして、委員８名が出席をしました。第１回目の振興農政専門委員会で協議いただいた蘭越町新規就農支援補助金の見直しと、農業普及員の募集について、田縁課長と西川主幹から報告をいただきました。

就農時の国の対策については、従来と変わっておらず、対象年齢が４９歳以下になっております。それで、基本的には研修生の対策は国の要件に横並びになり、もし国の支援対象にならない場合は国の支援対象にならない部分を、町が支援したいということで現在検討中とのことでした。

また、受け入れ農家に対する支援を、いくら助成するかということもまだ決まってないということであります。それと新規就農者対策の年齢要件については４９歳以下ということで、これは国の基準になっています。

国の方では、一時金として年間１５０万の支援になっていますけれども、親元就農の扱いについては、国は非常にハードルが高くて、５年以内に経営継承、もしくは新しい作物を作る、そういう要件があります。後継者に対する支援が国の対象から外れた場合について、町が機械や施設等の初期投資に対して助成するというのは従来どおりにしたいということなのですけども、親元就農の取り扱いについては、別途考えたいということになっています。

それと、二つ目の農業指導員の件についてですが、現在、道の方も普及員のなり手が少なく、人員不足であり、応募しても、採用することが非常に厳しいだろうとのことでしたので、基本的には普及センターを利用することにして、各担当窓口に相談しても

らうとのことでした。
　それと水田活用交付金の見直しについて委員から話が出まして、課長に内容を説明してもらい、今後、残りの４年間で農業者が水田に水を張ることが現実的に可能かどうかについては再生協議会から農水省の情報を耕作者に伝わるように、今後、農政の方から農家の方に情報発信するということになると思いますので、その辺はよろしくお願いいたします。
　以上です。

議　長　ただいま、近藤専門委員長からの報告がありましたが、ご質問等、何かありませんでしょうか。

　よろしいですか。

全委員　ありません。

議　長　この件に関して終わってよろしいでしょうか。

　それではその他の報告を事務局からお願いいたします。

事務局長（高田局長）　まず次回の総会につきましては、１月３０日の月曜日の午後１時半からを予定しております。
　新年会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら判断していきたいと思いますので、決定次第連絡したいと思いますので、よろしくお願いします。
　また農業経営基盤強化法による所有権移転代位登記の実施状況について、お手元に配付させていただいております。
　以上です。

事務局（小柳係長）　私からは、まず総会案内文書にも掲載していましたが、例年１２月総会にて議決していた下限面積の見直しについてですが、令和５年４月１日に施行される改正農地法により、下限面積自体が廃止になることから上程自体を行っておりませんので改めてお知らせいたします。
　次に例年行っている社会福祉協議会への歳末たすけあい募金運動についてですが、今年も例年と同額の１５，０００円を委員協議会会計より募金させていただきますので報告いたします。
　以上です。

議　長　　ただ今の局長、係長から報告していただきました。皆様から何か聞きたい事あれば、あるいは農業委員会に意見として何かあれば承りたいと思います。

ないということでよろしいですか。

全委員　　はい。

議　長　　閉　会　宣　言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第３０回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後２時３０分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　㊞

署名委員　　㊞

署名委員　　㊞